

令和 6 年度第 2 回八千代市文化財審議会会議録

1 日 時 令和 7 年 3 月 17 日 (月)
開 会 1 4 時 0 0 分
閉 会 1 6 時 1 0 分頃

2 場 所 八千代市教育委員会 1 階第 1 会議室

3 議 事
(1) 文化財調査報告
(2) 令和 7 年度文化財事業計画
(3) その他

4 出席者氏名

	委員長	阪田 正一
	副委員長	栗本 佳弘
	委員	綿貫 啓一
		稲田 晃
		木原 律子
		濱名 徳順
		金出 ミチル
教育委員会	教育次長	伊藤 栄治
	文化・スポーツ課主幹	宮澤 久史
	郷土博物館館長	中村 元重
	文化・スポーツ課主査	向後 喜紀
	文化・スポーツ課文化財主幹	宮下 聡史
	文化・スポーツ課文化財主事	川名 瑞希

5 公開または非公開の別 公開

6 傍聴定員 4 名
傍聴人数 0 名

7 所管 教育委員会文化・スポーツ課文化財班

8 電話 0 4 7 (4 8 1) 0 3 0 4

宮下主任文化財主事

定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、お忙しい中ご参集いただき誠にありがとうございます。

本審議会は、八千代市文化財保護条例第 21 条により、委員長が招集し、議長となることが定められております。それでは、阪田委員長、よろしくお願いいたします。

阪田委員長

ただいまの出席委員は 7 名であります。ただいまから八千代市文化財保護条例第 21 条に基づく、令和 6 年度第 2 回八千代市文化財審議会を開会いたします。

会議を進めるに先立ちまして、本審議会は「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」により公開となります。本日の傍聴者は 0 人です。議事までの進行を事務局にお任せいたします。

宮下主任文化財主事

それでは、次第に従い進めさせていただきます。教育次長挨拶。伊藤教育次長をお願いします。

【教育次長あいさつ】

次に阪田委員長ご挨拶をお願いいたします。

【委員長あいさつ】

宮下主任文化財主事

ありがとうございました。

それでは、進行を議長にお返しいたします。

阪田委員長

それでは議事に入ります。議事 1「文化財調査報告」について、①から事務局よりご説明をお願いいたします。

向後主査

皆さんこんにちは。教育委員会文化・スポーツ課文化財班向後です。説明が長くなりますので着座して説明させていただきます。報告に入る前に前回もお渡ししましたが、村絵図関連の調査報告ということで、今回は桑橋村の報

告を配布させていただきました。こちらについては今回説明等はいたしません
が、何かお気づきの点等ございましたら、いつでもご意見いただければと思
います。それでは資料の 1 ページをご覧ください。1-①桑納威光院「妙法蓮華經
納経塔」についてですが、前回までは「ホーキ塔」という名前でご紹介して
おりましたが、地元の方の話を聞くと「ホーキ塔」という名前自体にあまりなじ
みがないようなので、今回「妙法蓮華經納経塔」という名前に変更させてい
だきました。前回の審議会の中で指定の種別について話がありましたので、こ
の点について説明させていただきます。

市の条例上、文化財の種別は「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、
「記念物」の 4 区分になっています。このうち、有形文化財は「建造物、絵画、
彫刻、工芸品、書跡典籍、古文書、その他有形の文化的所産で歴史上又は芸術
上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」と
されています。民俗文化財は「衣、食、住、生業、信仰、年中行事等に関する
風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件
で住民の生活の推移を理解するうえに重要なもの」とされています。いわゆる
「石造物」を「石造物」という指定種別を用いている市町村は確認できず、民
俗文化財もしくは有形文化財（建造物、歴史史料）として取り扱っているのが
多数であります。また、指定種別では「石造物」としていないが、市民にわか
りやすいようにホームページ等において公開する際の区分として「石造物」と
いう取扱いをしている市町村は存在しています。

一般的に市の指定文化財は文化財保護法第 182 条第 2 項に基づき指定されて
いるものとされていますが、千葉市の条例では条文の中に「文化財保護法第 182
条第 2 項に基づき」という文言が記載されており、本市の条例にはこのような
文言はありませんが、当然のものとして文化財保護法に基づいて指定を行って
いるものと解釈しております。文化財保護法に基づいた指定であれば、その類
型は文化財保護法に基づいたものでなくてはならず、「市独自の指定」であれば、
こういった類型に左右されることなく、その市の判断により「石造物」といっ
た類型を設けることもできるかと思います。ただし、文化財保護法に基づかな
い指定となりますと特別交付税の交付といった国の財政的な措置も得られな
くなることも考えられます。

一般的に石造宝塔は、前回審議会時に金出委員が言われたような理由から「建
造物」とされているものが多く、本納経塔も経が納められていることを考え
れば、「ストゥーパ」由来のものとして「建造物」と見ることができ、種別は「有
形文化財（建造物）」とすることが望ましいように思われます。もしくは一般市
民には「建造物」という種別は違和感を感じる方が多いと予想されることから、
「建造物」を取り除き「有形文化財」という表記にし、ホームページ等での公

開する場合には「石造物」という分類とすることも今後検討していくのも一つの方法かと思います。ただし、国へ報告する場合、便宜上「建造物」という区分にせざるを得ないという所はございます。

その下に本市の指定文化財のうち「石造物」に該当すると思われるものをあげております。宝篋印塔、こちらは建造物となっており、全国的にも建造物とされているものが多いようです。戒壇石は有形民俗文化財として指定されています。すわり地蔵は有形文化財で彫刻として指定されています。下総式板碑、長福寺板碑一括は有形民俗文化財として指定されています。板碑については全国的に見て有形文化財（考古資料）として指定されている所が多いようです。伝村上綱清の墓石については有形民俗文化財として指定されています。こちらは五輪塔ですので、五輪塔は全国的に見て建造物として指定されている所が多いようです。石枕は有形文化財（考古資料）として、石造二十三夜・日記念仏塔（層塔）は有形民俗文化財として指定されています。基準はあるような、ないような感じで指定されていますが、本市の石造物の指定類型については以上のような形になっております。

それでは2ページをご覧ください。こちらは文化財指定調書の案ということで作成いたしました。名称は妙法蓮華経納経塔、員数は1基、所在地は八千代市桑納398（桑納威光院）、所有者は宗教法人威光院で代表役員は大塚恵俊さんです。種別は有形文化財です。形状は割石方形の二重基壇を持ち、輪郭を巻き、格狭間を刻んだ六角形の基礎、その上には複弁の反花座を置く。塔身は円筒状で表面が磨かれ、上部及び下部はすばまっており、上部は頸の一部となっている。内部は削り貫かれ、妙法蓮華経を内部に納めた木製の宝函が置かれている。塔身の南東側には、「一字一禮」で写された妙法蓮華経が納められていること、南西側には妙法蓮華経方便品第二の偈頌、北東側には光明講中によって造立されたこと、北西側には造立年月日が刻まれている。頸部は笠下の渦巻状雲文が刻まれた一石と塔身からつながる頸部分の二段からなる。笠は軒を緩やかに反り、軒裏には一重の垂木が配されている。隅部には風鐸用と思われる穴があり、頂部からの勾配はやや急である。

相輪部は、笠の頂上部分に方形で背の高い露盤を置き、南西に宝幢如来、北西に開敷華王如来、北東に無量寿如来、南東に天鼓雷音如来の胎藏界四仏の種字を刻む。本来胎藏界四仏が配される方角から時計回りに約135度ずれている。また、露盤の上に配されている請花の一部は破損し、九輪の中間から上部は欠失している。胎藏界四仏の種字のずれは一度開けた時にずれたものなのか、元々ずれていたものなのかはわかりません。5ページをご覧ください。塔身に刻まれた文字については、前回審議会後拓本を採らせていただき、確認いたしました。内部の画像についてですが、左下の経文は妙法蓮華経の譬喩品の部分とな

っています。右側の画像は塔身と同じ文言が書かれています。3 ページをご覧ください。材質は安山岩製、寸法は記載のとおりです。年代は元文 4 年（1739 年）です。指定理由ですが、本塔は書写された経文が実際に納経されていることが確認されているという点で大変に珍しい石塔である。この点については県文化財課に確認した所、県内では他に確認できていないとのことでした。納経されているのは「一字一禮」によって書写されたとされる妙法蓮華経であり、塔身には「光明講中」によって建てられていることが刻まれている。市内には光明真言が関係する石造物は 5 件確認されており、本塔以外の 4 件についてはいずれも光明真言の一定回数の念唱を記念して造塔されたものであり、光明講中が妙法蓮華経を納経しているという点でも興味深い。桑納地域では、市内では他に見られない光明真言を円形に刻んだ本塔と同時代の元文元年（1736 年）、寛保 3 年（1743 年）、寛延 2 年（1749 年）に造立された墓石が複数存在しており、本塔の存在は当時の同地域の信仰状況が把握できる貴重な史料である。

また、本塔は天保 14 年の「下総國千葉郡桑納村絵図」にも記載されており、確認されている江戸時代の市内村絵図の中で石造物として唯一描かれているものであり、地域の象徴的な存在であったことが窺える。

これらの点から、市内文化財の中でも歴史上価値の高いものとして、文化財として指定するにふさわしいものである。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

阪田委員長

ただ今、ご説明のあった件について、ご意見等ございますでしょうか。

金出委員

種字が 135 度、本来胎蔵界四仏を配置する方角からはずれているということですが、本来の「正面」がどちらであって、背面、右側面、左側面というものを定めて指定して、「正面性」を強調すべきだと思います。

向後主査

露盤の種字については正しい向きというものがあると思いますが、塔身部分については、お堂の向きとの関係や造塔の意味を考えると「奉納妙法蓮華経」と刻まれている面が正面ではないかと思います。

阪田委員長

一般的に石塔を表現する際には正面、右側面、左側面、裏面というような表記をします。方角では決して言いません。事務局からも説明がありましたが、

「奉納妙法蓮華經」と刻まれた面が正面です。正面が決まれば、時計周りに左側面、裏面、右側面というように説明していけば良いと思います。

濱名委員

通常、密教の場合は胎蔵界曼荼羅は手前側（正面）に無量寿如来を置きます。胎蔵界曼荼羅の場合は西、北、東、南という風に並ぶのが一般的です。笠の部分と塔身部分は別石ですので、何かの要因によって向きが変わってしまうということは間々あることだと思います。修法の際に大壇の上に曼荼羅を置く場合には、実際の方位にあわせるのではなく手前を無量寿如来とすることが多いです。

栗本委員

中に納められている紙の質が大変良いようですが、開けて、書き直して、また納めるといったこともあるのでしょうか。

濱名委員

木に書いたもので空気に触れない状態で保存されていたものであれば、仏像の体内銘などは大変きれいな状態で残っていますので、経年変化等はほとんどないと思います。

金出委員

指定する際の広報の手段として、人と並べて比較した写真を撮ると、この塔の大きさが際立って見えると思います。

阪田委員長

現在指定されているものの指定種別についてですが、実際の文化財と指定の類型がずれているようなものも見受けられるので、今後指定類型の見直しが必要ではないかと思います。

それと、調書の形状の部分についてですが、笠の部分についての説明をより明確にして、説明した方が良いでしょう。また、指定理由の部分については「光明講中」の説明を加えた方が良いでしょう。

他にはございますでしょうか。無いようでしたら、頂いたご意見を参考にさせていただき、調書を再作成し、次回以降諮問、答申という流れで進めていきたいと思っています。

続きまして、②正覚院館跡出土青銅製華瓶について事務局より説明をお願いいたします。

向後主査

それでは引き続きまして、6 ページをご覧ください。正覚院館跡出土青銅製華瓶についてですが、こちらに記載してあるのは正覚院関連の文化財から何が読み取れて、また華瓶は其中でどのような意味を持っているのかということが記載されております。①華瓶ですが、堀底南東端の土坑から出土、同一か所から他の出土遺物は無し、古代中国の倣古銅器ということであり、こちらからは人為的な埋納、律宗の影響の可能性ということが読み取れるかと思えます。②布薩型水瓶は発掘調査ではなく、地元の方が石段修理（本堂東側の斜面）の際に脇を掘った所、出土したもので、平成26年度第2回文化財審議会において、比較的古いタイプのものであるが、数も多く完形ではないこと等を理由に、審議会における指定文化財の為の議論からは外すとしております。こちらからは中世、正覚院館跡には寺院が存在し、その後何らかの理由により水瓶が廃棄されたことが読み取れるかと思えます。③釈迦如来立像は、濱名委員によると文永年間（13世紀末）の作で、正覚院縁起によると保元年間に平入道眞圓が村上正覚院を建立した際に「保品」からこの本尊を持ってきたとの記載があります。胎内納入銘札には「…当寺一遍之後廿九年…正覚寺十九代…（天正15年：1546年）」とあります。こちらからは、この地域もしくは保品に相応の規模の（律宗系の）寺院があり、少なくとも永正年間より前にあった寺院は現在の正覚院との関係はないことが読み取れるかと思えます。④宝篋印塔は応永18年（1411年）に妙吽禪尼三十三回忌を記念して建立され、光明真言が刻まれているものです。こちらからは、15世紀頃には密教系寺院が今の正覚院の位置もしくは近隣に存在し、墓域も存在した。また、「妙吽禪尼」が亡くなった時期は武蔵型板碑（蝶型蓮座板碑）の板碑の時期とほぼ同じということが読み取れるかと思えます。⑤武蔵型板碑（蝶型蓮座板碑）は、康応2年（1390年）の銘があり、本堂より1段上のb地点の堀底土坑より出土したもので、近辺からはその他にも板碑片が複数出土しております。こちらからは、宝篋印塔の存在とともに板碑の存在は、14世紀末には正覚院館跡には墓域が存在していたことを示すことが読み取れるかと思えます。⑥香炉は、距離の離れた道を挟んだd地点より出土しており、時代は不明です。こちらからは、当該華瓶と三具足を構成するものではないということが読み取れるかと思えます。⑦正覚院縁起は、智証大師（天台宗の僧侶）が登場し、「そのかみ此本尊ハ保品ムラにありしを…」との記載があります。こちらからは、正覚院が天台宗系の寺院であった可能性、また釈迦如来立像は保品にあったものが移ってきた可能性があることが読み取れるかと思えます。以上のことから、華瓶の存在は13世紀～15世紀、今の正覚院の位置に律宗系の寺院が存在していた可能性があると言えるのではないかと思います。また、釈迦如来立像の存在だけでは、元々この地に律宗系寺院があったと

は言えず、保品の方にあった可能性も否定できないのではないかと思います。

7 ページをご覧ください。華瓶の出土状況についてということですが、当該堀は高位に位置することから、水堀ではなく空堀であることが想定される。堀底土坑の底面は平坦である。堀底土坑の形はほぼ円形である。空堀の堀底土坑の類似例では堀幅いっぱいに土坑が掘られ、深さは2～3m程度であり、敵の堀の中での移動を防ぐような目的で掘られており、当該土坑にはその要素はない。当該土坑からの出土遺物は他になく、鎮祭に使用するような形状の瓶ではない、瓶への納物もないという状況から、人為的に埋納されたが、鎮祭に使用されたものでもないことが読み取れるかと思います。

8 ページをご覧ください、こちらも指定文化財調書の案ということで作成いたしました。名称は正覚院館跡出土青銅製華瓶です。前回までは「花」の字を使用しておりましたが、仏具であろうことと、一般的な花瓶（かびん）との差異を設けるという意味合いから「華」の字に替えさせていただきました。員数1口、所在地は八千代市大和田 138-2、管理者は八千代市教育委員会、種別は有形文化財（考古資料）としております。内容ですが、正覚院館跡は中世の館があったとされる場所であり、現在は真言宗豊山派の寺院である正覚院の境内地である。本華瓶は平成5年度の正覚院館跡b地点本調査において、調査地点の周囲を巡る堀の底（東南隅）をさらに掘った土坑から出土したものであり、胴部には雷文3段が一周し、所々に花文（花卉6枚）が付され、胴部と脚部の境には二条の陽鑄紐が巡っている。その形状は古代中国の酒器である「觚（こ）」の形状であり、中国の古書の中にも本華瓶とほぼ同じ形状デザインのものが掲載されており、古代中国製の銅器を模して作られたものと思われる。本華瓶が出土した同じ堀の堀底からは康応2年（1390年）銘の武蔵型板碑（蝶型蓮座板碑）が出土している。この板碑の存在は応永18年（1411年）銘の市指定文化財「宝篋印塔」とともに、14世紀頃にはこの地点に墓域が存在していたことを予想させる。出土状況が似ている本華瓶はこの板碑と強い関係性が窺え、元々墓域であった場所に堀が掘られ、同じような時期に堀底に埋められたと思われる。華瓶は香炉、燭台とともに「三具足」を構成するが、本華瓶は単独で出土している。華瓶は供養具として用いられる他、荘厳具としても用いられることがあるが、本華瓶がどのように用いられたのか、なぜ埋納されたのかについては不明である。材質は青銅製で、寸法はご覧のとおりです。年代は中世、指定理由につきましては、本華瓶は、中世青銅製の華瓶が県内でも出土した事例が認められないこと、本市における中世の史料が希少であることから、大変貴重なものである。また、本華瓶の存在は県指定文化財「木造釈迦如来立像」、市指定文化財「宝篋印塔」、堀から出土している「武蔵型板碑（蝶型蓮座板碑）」といった正覚院関連文化財とともに、本市随一の古刹である正覚院の歴史を今後

紐解いていく上で大変重要なものである。以上の理由により市内文化財の中でも歴史上価値の高いものとして、文化財として指定するにふさわしいものである。説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

阪田委員長

ただ今、ご説明のあった件について、ご意見等ございますでしょうか。

濱名委員

④宝篋印塔についてですが、「密教系寺院」という風に記載されていますが、光明真言の信仰は鎌倉期には律宗が主導して信仰を広めていきましたので、宝篋印塔の存在からは「密教系の寺院」があったということは言えないだろうと思います。鎌倉期には宗派は今ほどはっきり分かれていません。律宗についても、真言律宗とも言ったりして、祖師の叡尊も弘法大師への信仰も持っていて、真言密教の修行も行っている。また、律宗の僧侶が天台系の寺院にも出入りしているといったこともあります。こうしたことから、真言宗の寺院があったとか、天台宗の寺院があったとか、考えていく必要はあまりないように思います。また、正覚院と正覚寺が別のお寺であると考えする必要もないように思います。清凉寺式釈迦如来や光明真言が刻まれた中世の宝篋印塔といった要素からも律宗の要素は読み取れるのではないかと思います。

金出委員

年代の指標があるとわかりやすいと思います。「中世」という時代区分も文化財の分類によっても違ってくるので、〇世紀～〇世紀に製作といった表現の補足があると良いと思います。

木原委員

時代を表現する際には、西暦の方が良い場合と和暦もあった方が良い場合もあります。美術史的な面で見ると白鳳時代がいつの間にか消えていて、歴史的な面で言うと天平時代と言わずに奈良時代と言うといったこともあり、美術史と歴史でずれを生じていることもあります。こういったこともあるので補足的に西暦と和暦の両方の説明があった方が良いと思います。

阪田委員長

7 ページに華瓶の出土状況についての記載がありますが、この記載の内容では考古資料の説明としてはふさわしくないと思います。土坑の規模や、堀との関係等も説明もした上で、華瓶がこのような状況で出土しているといった説明の方が良いかと思います。

正覚院縁起についてですが、下総國葛飾郡千葉庄〇〇〇とありますが、この〇〇〇の部分についてはどのような意味なのでしょうか。

向後主査

原文を見たわけではないので、一度確認したいと思います。

阪田委員長

その他何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは華瓶についても、頂いたご意見を参考にさせていただき、調書を再作成し、次回以降諮問、答申という流れで進めていきたいと思えます。

③から⑥については順次説明をしていただき、説明の後に一括して質疑という形にしたいと思います。それでは事務局から説明をお願いいたします。

宮澤主幹

それでは私から鹿狩り村小旗の件について説明をさせていただきます。

前回、高津村の村小旗の件について、村小旗には「六ノ手」と記載されていることから、文献と併せて検証すると嘉永年間の小旗であるだろうということはお説明いたしました。綿貫委員から、享保年間の2回のうち1回は予行演習なので、合計3回であるとのことご指摘を受け、論文を確認いたしました。小金牧の鹿狩りは八千代市内だけで行われているのではない為、市指定というよりも県指定としての位置付けの方が良いのではないかということで前回ご説明させていただきましたが、審議会の後、県文化財課に県指定にできるかどうかについて確認し、県文化財課に県の審議会の委員の先生に確認していただいた所、県指定の価値はあるが、いきなり脈絡もなく県指定というのは難しいので、市指定から始めた方が良いでしょうとの回答でした。以上でございます。

川名文化財主事

米本の富士講について、私から説明させていただきます。米本地区で行われている富士講について、以前より調査しておりましたが、審議会の場で報告させていただくのは初めてになります。

米本の富士講は「米本浅間講」という名前で活動しております。米本浅間講は八千代市米本で活動している富士講で現在、1. 元旦祭（1月1日）、2. 七草（1月7日）、3. 節分（2月3日）、4. 大祭（7月15日）、5. 十五夜（旧暦8月の十五夜）、6. 十三夜（旧暦9月の十三夜）、7. 冬至（12月22日）の年に7回の例祭を行っています。元旦祭と大祭は神社の社殿で行い、その他は社務所の祭壇の前で行います。14ページに写真は載せさせていただいており

ます。かつて7月15日の大祭の時には千葉県内で広く行われている「浅間詣り」という行事がありますが、地元の浅間神社と稲毛にある浅間神社の両方をお参りするというものになります。7月15日は稲毛の浅間神社の縁日に当たりますが、地元の米本の浅間神社にも多くの方々がお参りに見えていたということです。

祭礼では講に伝わる「お伝え」を唱え、御詠歌を謡う「おつとめ」を行います。また、御詠歌の内容は各回で異なります。「お伝え」には様々な状況に応じた富士講の教えが書かれ、その意味や唱え方は代々行者の間に口伝で継承されてきました。米本浅間講では七草祭から節分祭までの約1ヶ月間、毎夜の寒行を行うことで行者として認められ、先達から行名を授かってきました。先達は行者の中から特に信心深く、富士登拝に慣れた人が選ばれます。以前は講員も多く4、50人くらい居たようです。現在は三十三代目の先達江原四郎氏（行名は明行真山）が中心となり活動を続けています。講員は先達含めて3名ですが、実質2名で活動しており、全員が高齢で今後の存続が危ぶまれる状況です。

米本浅間講の歴史についてですが、米本浅間講はかつて下総割菱講という名称でした。残存する資料が少なく、詳細な来歴は不明ですが、弘化期（1844～1848）には米本に伝わっていたとされ、その後米本が中心となり周辺地域へ広まったとされています。割菱講は現在の山梨県を起源とし、講紋には山の下に甲斐国の武田家の紋である武田菱を用います。江戸、相模、下総などへ広まった富士講の一派であり、八千代市内でも神野、桑納、麦丸などに広がっています。講で受け継がれている「同行簿」には歴代先達の名前が記されており、初期の先達には現在の山梨県域の人物が記されています。東京都江戸川区に残る割菱八行講（江戸川区指定無形民俗文化財）も同じ流派の講であると考えられますが、こちらの講の起源を千葉県市川市行徳からの伝来としており、米本との関係性は不明です。市川市に確認した所、行徳における講に関する資料はないとのことです。米本浅間講の歴史についてはまだ調査が進んでいない所がありますので、今後同行簿や周辺の割菱講の歴史ですとか、富士吉田の方に残っている資料ですとかの調査が必要になってくると思います。

米本の浅間神社についてですが、浅間講は米本浅間神社で活動を行います。境内にはかつて浅間の神を勧請した石塔のみが建てられており、参拝は石塔に対して行われていました。昭和61年（1986）に大工であった現在の先達が社殿を建設し、境内には食行身祿の石像に加え、歴代先達の名前を記した記念碑や社殿新築の顕彰碑、参拝記念碑などが建てられている。それ以前には社殿はなかったとのことです。神社を下りたところにある乳清水も浅間神社で管理をしています。富士山の麓の湖に見立てられ、「内外八湖八大龍王」、「元八海」の石碑が祀られています。

米本浅間講の登拝についてですが、昭和中期以降、登拝には講でバスを借りて向かっていたそうです。参拝は代参ではなく、講員全員に加えてその家族や講員ではない地域の人、団地の住民などにも声をかけ、大勢で参拝しました。富士山の登拝はその中でも希望者だけが行っていましたが、実質的に区の団体旅行となっていて、平成初期まではバス2、3台でも乗り切れないほど人気だったということです。現在の先達（80代）が子供のころには、富士吉田の御師である小佐野壺岐の宿坊の堀端屋を訪れていたが、バスで行くようになってからは訪れなくなりました。富士吉田から五合目まではバスで向かい、小御岳神社を参拝してから山頂へ向かいました。定宿の「元祖室」という宿坊で一泊し、「おつとめ」を行ったのち御来光をねらって深夜に出発。登頂時には御来光へ向けて「おつとめ」を行いました。多くの富士講では登拝に御身拔、小御嶽神、道了尊等の掛軸を持って参拝しますが、米本浅間講ではこれらのものは持たずに「同行簿」を持って行きます。また、金剛杖でやぐらを作り、紐でつるしました。行者は白の行衣を身につけ、頭には白布で作った宝冠をかぶり、手に金剛杖を持って登りました。行衣には頂上で印を押してもらいますが、米本では出羽三山の参拝時の行衣も同じものを使用していたため、同じ行衣に出羽三山の印も押してあります。行衣と「お伝え」を書いた折本は所有者が亡くなると一緒に火葬されます。下山後は周辺の霊場や大山阿夫利神社や大雄山最乗寺などを参拝しながら米本に帰ります。大体2泊3日の旅程であったということです。

説明は以上になります。まだまだ調査が不足していて、すぐに指定という訳ではないのですが、富士講自体が残っている所が少なく、米本の富士講も後継者がいないことから、先の見通せない状況にあります。講の方々も何らかの形で講を残していかなければということでご相談を頂いております。審議会委員の皆様方のご意見等頂ければと思います。

向後主査

引き続きまして、16ページをご覧ください。⑤建造物調査報告ということで、前回審議会から本日までの間に、私の方で伺ったお宅について写真を撮らせていただいたりしておりますので、ご報告させていただきます。ただ、特殊詐欺等により住まわれている方の防犯意識が高くなっている為、あまり踏み込んだ話ができず、情報量としては少ないものとなりますのでご了承いただけたらと思います。

米本の今井家になりますが、こちらは米本神社の氏子総代を務めているお宅になります。こちらのお宅は植栽の関係から主屋の全景が撮影することはできませんでした。築は100年以上ということですが、詳しいことは良くわからな

いということです。土間の正面の扉には戦時中の焼夷弾の跡が残っております。土間にあるお札については米本神社から年始に配布されるお札ということです。こちらのお札は豊磐間戸と櫛磐間戸の門神のお札になります。ザシキの神棚の下にある掛軸は天照，出羽三山，金毘羅山の掛軸ですが，どちらもいったことがないとのこと。

清宮家「ショウユヤ」というお宅なのですが，こちらは元県議のお宅になるのですが，こちらに伺った経緯としまして，前回審議会時に報告しました神野の安藤家に前回の審議会時には審議会終了後にお宅の内部を見学させていただくことになっていたのですが，ご家族の同意が得られず，何度か説得に伺ったのですが，内部を見るのは難しいということで，安藤さんから代わりにご紹介いただいたのが，こちらの清宮家となります。実際に訪問した所，写真を取るのにはNGとのことで外観のみを見学させていただき，少しだけお話を伺いました。こちらのお宅は内部は大分改修してあるとのことですが，規模としては以前ご報告しました宮崎家住宅と同程度の大きさでした。また，個人宅としては珍しく，個人で仏堂をお持ちで，現在は震災の影響で扉が開かなくなってしまったとのことですが，仏堂の中を扉と扉のすきまから覗いてみると，弘法大師像と金色に輝く仏像が見えました。こちらの清宮家については，以前東栄寺の伝薬師如来立像の説明の際にもお話した清宮家文書に記載されている内容と合致するものとなっております。

保品の山崎博道家ですが，主屋は明治15年の建造ということです。蔵は震災の際に崩れてしまったものを補修し，長屋門は屋根は改修しておりますが，文政年間の造ということです。こちらは同じく保品の清宮潔家になります。

村上の宮崎修一家になります。梨農家を営んでおり，昔は養蚕を行っていたとのこと。いつ頃建てられたのかについては良くわからないとのことでした。

最後に桑橋村絵図を調査中に見つけた村山洋生家になります。築は200年位とのこと。式台玄関についてはやはり冠婚葬祭のみで利用していたとのこと。こちらの土間の床面は三和土の土間がそのまま残っております。

説明は以上となりますが，初見でいきなり伺い，調査するのが難しくなっておりますが，今後も継続して調査をしていければと思います。

川名文化財主事

私から，⑥市内民俗文化財調査報告の説明をさせていただきます。こちらの報告は市の指定文化財になっているものと地元の方から情報提供いただいたものについて調査を行った結果となります。時間の都合上全てのご説明はできませんが，一部をご説明いたします。

10月12、13日に行われた米本神社大祭ですが、こちらは4年に1度行われる規模の大きなもので、コロナウィルスの関係で8年ぶりの開催となりました。12日9時頃に神社を出発し、12日は国道16号の東側、13日は10時頃から西側の神輿渡御が行われました。休憩所では各区のふるまいを受け、13日の21時頃に終了しました。また、大和田・萱田町・萱田の人が神輿担ぎの応援に来ていました。過去の実施状況と比較してもルート等の変更は無く、同じような形で実施されました。

11月3日の下総三山の七年祭中年祭ですが、大和田時平神社、萱田町時平神社、大和田・萱田町区内で行われ、午前中は小板橋時平神社で子ども神輿の渡御が行われ、13時より大和田の山車巡行、萱田町の神輿渡御が行われました。区内を巡り、萱田町は18時頃、大和田は20時頃に終了しました。米本・萱田の人が神輿担ぎの応援に来ていましたが、市外からの応援はないとのことでした。

その他は配付資料のとおりとなります。

特記事項といたしましては、七百余所神社を始め市内の多くの神社の神主を務められていた山本神主さんが引退することに伴い、新神主への引継ぎ等も行われておりました。

こうした無形文化財については、今年度からビデオ撮影を行い、映像で記録した内容を地元の方々にDVD等で配布したり、行事のPR動画を作成したりしています。今後はこのように記録した内容をどのように活用していくべきか、更に検討していきたいと思います。説明は以上となります。

阪田委員長

それでは、まず、鹿狩り村小旗について何かご意見等ございますでしょうか。

綿貫委員

広域にわたり、各市町村で少しずつ持っているものなので、これからの進展を待つしかないのではないかと思います。

栗本副委員長

私が風土記の丘にいた時に企画展を行ったので、その際の資料が残っているかもしれないので、一度問い合わせしたら良いかと思います。

木原委員

房総のむらや白井市でも企画展をやっていたかと思います。

宮澤主幹

各所に問い合わせをしたいと思います。

阪田委員長

それでは、米本の富士講について何かご意見等ございますでしょうか。

木原委員

私もかつて講の調査に参加させていただいたことがあるのですが、米本では講員だけのもので、子どもの初浅間やしまい浅間といったものは無かったように記憶しているのですが、この点について何かご存知ですか。

川名文化財主事

初浅間やしまい浅間は聞いてはおりませんでした。

木原委員

隣の村上では行っていたということを聞いたことがあります。かつては馬に乗せて飾り立てて、稲毛の浅間神社まで行っていたとのこと。この周辺では2通りの浅間信仰があったようなので、その点について確認できたら教えてください。

阪田委員長

それでは、建造物調査報告について何かご意見等ございますでしょうか。

金出委員

今日ご報告いただいたものは、どれも規模が大きく、典型的な農家の平面計画に則って作られているように見受けられます。理想としては、全体的な調査をしつつ、年に1軒でも集中して深い調査を進めることができれば良いと思います。各分野の専門の先生と一緒に調査をすることができれば、地域の歴史として大きな財産になると思います。特に幕末の建物については、柏市で染谷家住宅が公開に至り、鎌ヶ谷市で渋谷家住宅をこれから保存活用の計画を立てる等行っております。200年位前の建物にはその後に建てられた建物にも残っている要素があると思われますので、先に調査をしておいた方が良いでしょう。

阪田委員長

清宮家住宅は過去の民家調査報告で調査がされているものでしょうか。

向後主査

未調査の案件となります。

阪田委員長

醸造関係の資料については残されていないのでしょうか。

向後主査

現状ではそこまでわかりません。

阪田委員長

もし、醸造関係の資料が残っていれば、それも調査する価値があると思います。

他にご意見等ございますでしょうか。ないようでしたら、⑥市内民俗文化財調査報告について何かご意見等ございますでしょうか。ないようでしたら、令和 7 年度文化財事業計画について事務局より説明をお願いいたします。

宮下主任文化財主事

時間もありませんので、簡単に説明させていただきます。

(1) 文化財審議会の開催についてですが、第 1 回は令和 7 年 7 月、第 2 回令和 8 年 3 月頃を予定しております。(2) 文化財の保護・保存については、①指定文化財保護補助金は指定文化財 28 件のうち補助金交付対象件数 21 件、交付金額 397,000 円を予定しております。②指定文化財保護補助金(臨時)として飯綱神社玉垣修理に 429,000 円の交付。③指定文化財等の現状調査の実施。④指定文化財候補等の調査となっております。

(3) 文化財の普及・啓発については、①埋蔵文化財通信「埋やちよ」の発行、②文化財通信「財やちよ」の発行、③出土文化財の展示は常設展示(教育委員会、文化伝承館)、④講師派遣はまちづくりふれあい講座等に対して、講師を派遣予定、⑤出土文化財の閲覧・貸出等です。

(4) 埋蔵文化財調査については資料に記載のとおりです。

説明は以上になります。

中村郷土博物館長

私から郷土博物館事業計画についてご説明いたします。

(1) 博物館事業の概要については、これまで同様「資料の収集・保管・保存」、「市内民俗行事・資料に係る調査・研究」を基礎として、「『新川流域の自然と人々との関わりの変遷』をテーマとした常設展示」を行うとともに、市民の方々への郷土理解を図るため、企画展示、特別展示、併せて「講演会」、「講座」、「体験教室」等の各種事業を開催いたします。

(2) 展示については企画展を1回行い、その他の展示についても例年並みに実施する予定です。

(3) 学校連携については、小中学校対応、博物館教育への協力を行ってまいります。

(4) 市民学習の支援については今年度も実施してきた観察会や体験講座等を実施していきたいと思います。

(5) 地域協働については、東京成徳大学日本伝統文化学科・秀明大学等との連携しながら、伝統装束体験を実施いたします。また、公民館や図書館からの出前講座の要請も多いことから、こちらとも連携を図り対応していきたいと思います。

郷土博物館の説明は以上となります。

引き続き文化伝承館の事業計画についてご説明いたします。

(1) 伝統文化活動への場の提供を行ってまいります。

(2) 主催事業等については、①伝統文化に親しむ会として、重陽の節供におくる邦楽演奏会、②八千代の伝承文化を習おうとして、紙芝居と昔話の会、八千代の民俗文化再発見、③伝統文化を習おうとして、子ども邦楽教室、子ども日舞入門、茶道教室を実施いたします。

(3) 学校・地域支援としては、備品の館外貸出しやバンコク子ども親善大使茶道体験を実施します。

(4) 広報・情報発信としては、館だよりの作成・配布を実施いたします。
文化伝承館の説明は以上となります。

阪田委員長

ただいま、事務局から説明のありました件について、ご意見等ございますでしょうか。ないようでしたら、3 その他ですが皆さんから何かございますでしょうか。

ないようでしたら、私から一つ意見があります。最近、大和田駅前にあった恐らく戦後すぐくらいの建物で、下見板張りの店舗兼住宅が取り壊されて更地になっていました。今後、こういった文化財の喪失は増えていくことが予想されます。このような状況に対応する為に、市として文化財の「基金」のようなものを作り、文化財の保護に活用するといったことも検討に値するのではないかと思います。

他にごありますか。無いようでしたら、これで令和6年度第2回八千代市文化財審議会を閉会いたします。お疲れさまでした。